

契約内容は自身でよく確認！

ネットでの旅行予約

具体事例

旅行予約サイトでホテルを予約した。直後、日付を間違えていることに気づき、マイページからキャンセルしたが、返金できないと表示された。確認するとサイトに「返金不可」と表示があった。返金されないのは困る。

アドバイス

旅行予約サイトでの予約は、そのサイトのキャンセル等の条件や契約内容に従うことになるため、消費者自身が十分に確認する必要があります。同じ宿泊施設等でも、プランごとにキャンセルできる期間が決まっていたり、キャンセルはできても返金不可のものがあります。申し込み前にしっかりと確認しましょう。

サイトの運営事業者が、国内なのか海外なのかも確認しましょう。海外事業者の場合、コミュニケーションを取ることが難しい場合や日本の法律等を用いた交渉が難しい場合があります。連絡方法や日本語で対応されるか等カスタマー対応窓口についてもよく調べましょう。

氏名(英字氏名のつづりや姓名の順など)、旅行日程、メールアドレス等の入力ミスにも気を付けましょう。最終確認画面のスクリーンショットを撮り、申し込み内容に問題がないことを確認したうえで、申し込みボタンを押しましょう。

困ったときや悩んだときは消費生活センターにご相談ください。

問合せ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時

☎52-17974

富山県消費生活センター高岡支所

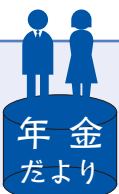
(高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F)

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

☎25-12777

消費者ホットライン

☎1888



国民年金保険料の免除期間・

納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取り額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めることができます。(追納)

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納のお申込みは市役所またはお近くの年金事務所をお願いします。

令和8年度に追納する場合の額

年 度	当 時 の 保険料月額	追 納 額 (加算後の金額)
平成28年度の月分	16,260円	16,850円
平成29年度の月分	16,490円	17,070円
平成30年度の月分	16,340円	16,900円
令和元年度の月分	16,410円	16,950円
令和2年度の月分	16,540円	17,070円
令和3年度の月分	16,610円	17,110円
令和4年度の月分	16,590円	16,990円
令和5年度の月分	16,520円	16,770円
令和6年度の月分	16,980円	16,980円
令和7年度の月分	17,510円	17,510円

※令和7年5月26日から戸籍の記載事項に「氏名のフリガナ」が追加されました。フリガナの修正手続きをされた場合は年金の振込ができなくなる可能性があります。日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」(口座名義変更のご案内)が届いた場合は、金融機関の窓口等で口座名義(フリガナ)の変更手続きを行ってください。

問合せ先

保険年金課 ☎51-6628
高岡年金事務所 ☎21-4180
(音声案内②番→②番)

加算額は、
ありません。